

**平成 28 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 9 回会議要旨**

<開催日>

平成 28 年 8 月 5 日（金）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

菓袋部会長、犬塚委員、荻野委員、野澤委員

事務局（3 名）

小泉行政管理課長、池田主査、三枝主査

<開会>

【部会長】

ただいまより、第9回新宿区外部評価委員会第1部会を始めます。

本日は、評価の取りまとめを行います。部会長から指名された委員は、ご自分の意見の補足説明等をお願いします。

まず、計画事業 53「清潔できれいなトイレづくり」です。評価は全て「適当である」となっています。

総合評価です。安全で安心な憩いの場所でもあり、災害時一時集合場所ともなる公園。そんな小さな公園でも建ぺい率など公園の規定を見直し、子どもや高齢者、障害を持つ人のためにも男女別、公衆トイレが設置できるよう、できるだけ努力してくださいという意見があります。

こういった意見は残しておいてもいいかと思いますが、何か補足はありますか。

【委員】

ただ作ればいいというだけではなく、使い勝手が良くないと、せっかくの作ったのに後々誰も使わなくなってしまうということにもなってしまいます。

最近、女性の視点からの避難所という取組が始まりましたが、公衆トイレについても男女別で作ってほしいと思います。建ぺい率などの問題がありますが、災害の際には、そんなことも言っていられないでしょう。

【部会長】

もちろん、予算や場所が許せば、そうしたいところですね。ただ、この事業の裁量の範囲にあるかどうか分からないので、どれほどの強さで意見を言うのかということがありますが。

【事務局】

この事業は、老朽化した公衆トイレ・公園トイレを利用しやすくバリアフリー化していくという目的を持っています。ヒアリングの際には、所管課から、建ぺい率等の問題もあって増やすことができないという回答があったかと思います。公園については、新宿区の公衆トイレは公園以外に25か所あり、ほかにも災害用のトイレとして18公園に162か所設置しています。建ぺい率については、都市公園法の下に条例があり、条例を改正すれば建ぺい率の変更はできますが、区としては公園機能充実を第一にしたいと考えており、建ぺい率を変えるという考えは今のところございません。この点については、ご意見等をいただいても結構です。

【部会長】

全ての公園で一律にということをおっしゃっているわけではないのですが、可能な限り気持ちよく使えるトイレにしてほしいというメッセージであれば、意見として書いておいても構わないでしょう。

【委員】

委員の問題提起については理解するところはあるのです。しかし、総合評価というのは、昨年度の事業の実施内容に対する評価ということになります。委員のお話の内容から考えますと、今後の事業の方向性やその他意見といったところで記載するのが全体像の位置付けからして適当ではないかと思います。

【部会長】

その他意見にも似た趣旨の意見がありますので、これらの意見を事業の方向性のところにまとめて書いておくというのはいかがでしょうか。可能な限り、ぜひそうしてほしいというメッセージが伝わるかと思いますので。

【事務局】

補足ですが、建ぺい率については、以前は都市公園法で定められていたのですが、近年、それが条例で決められることとなりました。ただし、国の基準100分の2を参酌、つまり十分参照して決めなくてはいけないということで、その基準を超える場合は相当な理由が必要です。他区を見てもなかなかそこまでしている区はありません。この意見の趣旨自体は十分いいと思うのですが、建ぺい率を見直すまで踏み込むかどうかということがあります。建ぺい率の見直しには、条例改正をする必要がありますので、そこまで踏み込んだ意見を付けるかということをご検討いただければと思います。

【委員】

男女別トイレがどの程度区内に設置されているのかによって、意見の強さも変わってきます。どうしてもここに設置したほうがいいと思うのであれば、条例の問題を超えてでも、設置するべきだと思うのです。公園は新しく増えていくようなものではないので、今ある公園を活用しなければならないと思います。

条例を変えてほしいということではありません。ですから、条例を変えてというところは削除しても構わないと思いますが、トイレがあるべきところにきちんとあるようにしていただきたいのです。

【部会長】

そうすると、条例改正ということまで指摘するのは少し早まり過ぎではないかという気がします。まずは、できるだけやってほしいということを伝えることとしましょうか。気持ち良く使えるトイレをお願いしますといった意見を書くということです。

建ぺい率の制限を超えないと作れない、かつその周辺にトイレがない場所というのは、建物が相当密集しているところではないかと思うのです。逆に、そういうところにとっては、建物などが何もない空間があること自体、実はとても大事なことであって、建物が密集しているところは、災害時には相応のリスクを負うわけです。そういうものから身を遠ざけられる貴重なオープンスペースかもしれないところにトイレがあるということは、命を守るという点で不安を感じることもあるかもしれません。何がいいかというのは、きちんと幅広く見て確かめてから言わないといけません。トイレのことだけに注目し過ぎてしまうと、ほかの大事なことを見落とす気がしますので、まず、今回は一番重要なことだけを伝えておいて、ゆっくり別の機会に検討していただければと思います。

そうしましたら、第二次実行計画期間における総合評価ですが、皆様の意見は、基本的には同じで、適切に頑張ってくれているということです。これからも粘り強く実行して整備してほしいとありますので、そのことも含めて、今までも、そしてこれからも適切に行ってほしいといったまとめ方でいきたいと思います。

それから、協働の視点による評価ですが、ワークショップが良かった、他の箇所においても協働によるトイレ改修をモデル的に実施することが望ましいという意見があります。こんなにいくつも行っていたら、既にモデルではなくなっているような気がします。モデル事業を超えて、当然になっていくといいということではないかという気がしますが。

【委員】

私の理解では、葛ヶ谷公園のワークショップで一体整備を行う中でトイレについても行ったということで、それ以外の山伏公園や新左門児童遊園はワークショップによって行ったという理解には至らなかったのです。ですから、私はもう一歩踏み込んで、本事業による個別のトイレ改修においても、地域住民のニーズを踏まえた整備がされるように、協働の手法を取り入れることが望ましいと思いました。

【部会長】

そうすると、結局、災害時に使いやすいとかということも含めて、地域の方に使われ、かつ愛され、きれいに管理していくために、改修する際にワークショップ的な取組を取り入れていくといいでしょうといったニュアンスで意見を書いていくこととしましょうか。

【事務局】

補足ですが、計画事業72「みんなで考える身近な公園の整備」という事業があります。そこらは、ワークショップ等を活用しながら地域住民を巻き込んで積極的に公園をつくっていこうという内容になっています。一方、本事業は、基本的にはバリアフリーに配慮したトイレを配置するということがメインなので、その意見を書くとするば、計画事業72「みんなで考える身

近な公園の整備」もありながらも、この事業もそれに近づけていってほしいという趣旨で書くと分かりやすいかと思います。

【委員】

そうですね。区民目線からすれば、連携しながら進めてもらったほうがうれしいし、ましてやバリアフリーに関しては、障害と言っても様々な障害がありますし、年齢の違いなどもあると思います。そういったステークホルダーの方々の意見もうまく聞きながら、整理して落としどころを見つけてもらうというのが恐らく良いのではないかと私は思います。計画事業72「みんなで考える身近な公園の整備」を軸にしながら、公園のきれいなトイレづくりも連携させて事業を組み立てられると大変ありがたいなと思います。そういう趣旨の書き方であればいいと思います。

【委員】

話は変わりますが、公衆トイレに気持ち良く入ったことは今まで一回もないです。臭いがあつたり、汚かつたりするので。「きれいなトイレづくり」ということですが、清掃をいつしたのか分かりません。また、使い勝手から見れば、後ろから開けられてしまうのではないかとという不安もあります。そういうことも含めて研究する必要があると思うのです。作っただけで終わってしまっているように思います。もっとトイレを研究してほしいと思っています。

【委員】

今の委員の話の補足ですが、3年前に改修された白銀公園は、非常に良い空間、快適な空間のトイレに変わりました。道路沿いの公衆トイレや、外堀のところのトイレなどは、恐らく昔のタイプなのです。委員が言われているのは、恐らくそちらのほうではないかと思います。人の動線や気持ちなどはあまり考えずに、とにかく用を足せばいいという、昔風のトイレのことをおっしゃっているのではないかと思います。しかし、白銀公園は非常に良い形に変わりました。

以前、日本トイレ協会が発足し、トイレというものはとても重要であり、その地域の誇りとなれるような公衆トイレを目指そうという運動が始まりました。予算のつけ方を含めて華美過ぎるのではないかとといった批判もありましたが、トイレに対する関心はその辺りを節目に少し変わってきたのではないかと認識しています。

ただ、大事なのは、地域住民の人たちが、自分たちのトイレとしてきちんと見守っていくことが大切で、自分たちは関係ないとなってしまうと、トイレはどんどん汚くなってしまいます。

【委員】

そうですね。トイレも文化ですからね。

【部会長】

今、委員から出されたことについては、今回、意見として書くにはあまりにも確かめられていないことが多過ぎるかと思うので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

【委員】

そうですね。私も研究していきたいと思っています。

【部会長】

では、まとめ方としては、協働のところを中心に、これまでの意見をまとめていくような感じでよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」です。

「適当でない」というご意見がいくつか出ていますので、慎重に議論したいと思います。

まず、「適切な目標設定」のところで「適当でない」と評価した委員は、ご説明をお願いします。

【委員】

そもそも目標水準の設定そのものを見直したほうがいいのではないかと思います。そのため、「適切な目標設定」のところを「適当でない」としました。

それに伴って、目的の達成度を「達成度が高い」とするのにも「適当でない」と考えました。

【部会長】

そもそも、どうやって目標を設定したとおっしゃっていましたか。

【委員】

数式は出ているのですが、設計思想についての話はしていなかったと思います。

【部会長】

ある意味、世の中全体として資源化率が上がっていったらいいという雰囲気がある中で、目標設定を行っているのではないかという気がしていたのですが。もう少し目標を下げて、達成度をしっかりと上げましょうというご意見ですね。

【委員】

頑張ってはいると思います。しかし、恐らくもう限界に近いのではないかとと思うのです。

【事務局】

補足説明をさせていただきます。この事業は、第三次実行計画ですと、計画事業77①「資源回収の推進」に当たります。資源化率の平成27年度末の現況が22%で、平成29年度末に35%を目指しています。なかなか難しいところはあるのですが、区としては資源化率の目標値を更に引き上げて取り組んでいますので、その辺りも考慮していただければと思います。

【委員】

35%に引き上げた合理的な根拠は何ですか。

【事務局】

35%の算出根拠については、今ご説明できないところですが、担当課としては、ごみの抑制をこれまで以上に組みたいということで、第三次実行計画に向けて「事業拡大」して進めていきます。具体的には、各特別出張所等に回収ボックスを設置して小型電子機器等の窓口回収に力を入れる、また、ごみの抑制に対して一層の周知拡大に努めて3R意識の熟成を図るなどにより、事業の拡大を図っています。それを踏まえて、この資源化率の目標値を引き上げて

います。

【部会長】

東京都の最終処分場というのはもう目に見えていっぱいになりつつあるわけで、最終処分しなければならないごみの量を減らすということが非常に大きな課題となっています。そういった課題にも対応して、資源化率の目標値を引き上げていると推測しますが、一方で、達成率を考えるとどうなのでしょう。この目標に対してどれほど達成して、どういう結果が出たことを私たちがどう捉えるのか。要は、私たちが何のために行政評価を行っているのかということにも行き着くのではないかという気がします。

【委員】

所管課が、この目標設定は適切であると評価している、その合理性を判断するのが我々ということになりますよね。

【部会長】

目標値について、追加で質問するというのはできるのでしょうか。

【事務局】

はい、可能です。次回までに、回答をご用意します。

【部会長】

では、所管課から目標値の算出根拠を聞いてから、部会としての評価を考えることとしましょう。よろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業 54「路上喫煙対策の推進」です。

「適切な目標設定」のところで、喫煙所の整備についても目標として書いてあるとよいと書いたのは私ですが、こちらは取り下げさせてください。

それから、総合評価のところで、駐輪対策との連携ができていて良いということを書いたのですが、路上喫煙禁止パトロールで放置自転車対応も併せて行ってもらっているということで、非常に良いと思いました。

委員からも、意見趣旨の補足をお願いします。

【委員】

以前は、交差点ごとにたばこの吸い殻を捨てる場所があったのですが、今はもうなくなってしまいました。そういうものがもっとあれば良いと思ったのですが、一方で、喫煙を促してしまうことにもなってしまいますね。

【部会長】

受動喫煙の問題も発生するということも考えられます。

【委員】

もともと受動喫煙をいかに防ぐかというのが趣旨です。公の場における受動喫煙もそうですが、民有地における受動喫煙もなるべく避けましようというのが条例の趣旨だったと理解して

います。

【部会長】

では、第二次実行計画期間における総合評価ですが、パトロールを積み重ねた結果、路上喫煙率が下がってきて良かったという意見があります。

健康面や火気という安全面、通過人口が急激に多くなり対応が困難なところもあるので、調整力を発揮し、円満解決してほしいという意見がありますが、どういう趣旨でしょうか。

【委員】

路上喫煙対策をもっと一生懸命取り組んでほしいのです。

【部会長】

そうすると、受動喫煙を避けるために、単にパトロールをするだけではなく、もっと積極的な対策を講じてくださいということになりましょうか。

【委員】

高田馬場駅や新宿駅東口の喫煙所については、従来のものよりも格段に広がっています。だから、ほとんど受動喫煙もあまり気にならないような構造に改修してあります。できていないのは新宿駅西口の喫煙所だけなのです。

【部会長】

そうすると、書き方としては、新宿駅西口の喫煙所については、もっと改善してくださいということでしょうか。

【委員】

はい、そうです。

【部会長】

評価としては「適当である」が、意見を付すということですね。

では、それを意見として入れるとともに、路上喫煙禁止パトロールの頑張りについても書いていきましょう。

それから、事業の方向性ですが、社会規範として定着するのには時間を要するから根気よく続けてほしい、費用を少しでも削減できるような効果的なパトロールを計画してほしいという意見があります。パトロールを実施しなくても済むのが本当は一番いいのですが、実施せざるを得ないのであれば、費用対効果が良いものを考えてほしいという意見を書くこととしましょう。

協働の視点ですが、協力員は地域との協働で重要だが、そもそも路上喫煙を禁止する理由を地域住民が学ぶ場がないという意見があります。なぜ路上喫煙を禁止するのかという啓発キャンペーンを行ったほうがいいということでしょうか。

【委員】

キャンペーンは駅周辺で行っています。私が言おうとしているのは、地域住民が学ぶ場です。町会・自治会、地域センターごとの生活圏域での取組です。

【部会長】

生活圏域の中でも、路上喫煙禁止の対策を地域住民とともに講じていってほしいということなのでしょうか。

【委員】

そうですね。私は実際に、路上で喫煙しているのを見つけると注意するのですが、なぜ路上喫煙がいけないのか、なぜそういう条例ができていくのかという理解がないので、自分の行為を知らない人間から注意されたということだけで反発されます。なぜいけないのかということを知らせる、そういう啓発が必要であり、それが社会規範の成立の一步になるのではないかと思います。

【部会長】

駅前に問題があるだけでなく、住宅地であっても受動喫煙の問題はあるのだということも含めたキャンペーンとして、もう少し裾野を広げてくださいということになるのでしょうか。

【委員】

たばこを吸いながら歩くのはいけないというマナーを、どこかできちんと訴えればよいと思うのです。

【委員】

ただ、このキャンペーンというのは、「路上喫煙禁止」と書いてあるティッシュを配るだけです。直接注意するということは非常に危険な行為だから、ティッシュを配っているのだと思うのです。それをもう少し進めていくには、学校教育から始めないといけないのかもしれない。

【委員】

では、今のご意見については、協働の視点のところに入れるということにしたいと思います。それから、その他意見ですが、私は、喫煙率を下げる努力も目標にできないか書いています。これは少し書き過ぎたかもしれません。

【委員】

喫煙者がいるかいないかよりも、たばこ税の収入が区にとって大きいのです。

【部会長】

喫煙は病気につながるというか、それによって保険料や医療費がかかってしまいます。たばこが誘発する病によって医療費が大きくなってしまいますので、基本的に喫煙を止めさせたいということだと思います。

それから、区民が気軽に路上喫煙を見つけたら、報告できるようなアプリがあるといいという意見があります。これは面白い意見ですね。効果的にパトロールを行う方策を考えたいということで、残しておいてもいいのではないかと思います。

【委員】

路上喫煙は確かに悪いのですが、そうであればどこで吸えばいいのでしょうか。喫煙所がしっかりと整備されればいいと思います。

【部会長】

喫煙所の適切な設置と、その場所の明示や周知についても検討してほしいということを、意見として書くかどうかですが。

【委員】

たばこを吸うことを奨励するような、誤解を与えてしまうような意見表明は、少し慎重にしてほしいと思います。

【部会長】

喫煙所の設置をどれぐらい増やすのかというのは相当難しい議論だとは思いますが、設置場所をきちんと伝えることぐらいは言ってもいいのではないかという気はします。喫煙せざるを得ない人にとっては死活問題なわけですから、ある程度分かりやすくなればいいのではないのでしょうか。

【委員】

本当に健康被害などが出ているのであれば、罰則を設けたほうがいいのではないのでしょうか。

【部会長】

しかし、何もかも罰則を設けるというのは、とても暮らしにくい社会の姿ではないでしょうか。その辺りのことは、多少はモラルに訴える余地を残しておいたほうがいいのではないかと思います。

この事業の中では、とにかく路上喫煙対策を進めているということに対して、よく頑張っているというメッセージが伝わればいいのではないかと思いますので、そういったまとめ方にするということによろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業51「地球温暖化対策の推進」です。

こちらは、「適当でない」と評価した委員がいます。

まず、適切な目標設定ですが、「みどりのカーテンの普及」は設置件数ではなくエアコン使用の抑制効果が分かることのほうが大切、「エコ隊」の登録者数ではなく実行記録のほうが有効であるという意見があります。

それから、みどりのカーテンは種を配るだけではなく、みどりのカーテンが設置できた数を目標設定にしたほうがいいということです。これは、どういうことでしょうか。

【委員】

指標1「みどりのカーテンの普及」は、種を配付した数で測っていて、実際にみどりのカーテンが設置できた件数ではないのです。

ですから、何枚できたのかを目標にしたほうがいいと思いました。

【部会長】

しかし、計測するのは難しいですね。相当人件費がかかると思います。あまり効率的ではなくってしまいます。

それから、エコ隊は自己申告制なので、目標水準を区民の1割など高めに設定して、アプリなど

を使って積極的に行ったほうが良いという意見があります。

そして、目的の達成度ですが、こちらも「適当でない」という評価をした委員がいます。まず、民生業務部門6割、家庭部門2割の比重からして、業務部門における温暖化対策が重点課題であり、その要となる中小企業者の省エネ行動を促すきっかけとなる取組が不調で、「総合的には温暖化対策の推進という目的は達成できた。」と判断するには難があるという意見です。

ほかの委員はいかがですか。

【委員】

私は、省エネルギー診断実施件数以外は「適当である」なのですが、省エネルギー診断実施件数は「適当でない」ということです。評価としては「適当である」として、ただし、省エネルギー診断実施件数については、もう少し目標の設定の仕方と普及を考えてほしいという意見を付けていただければと思います。

【委員】

エネルギー消費の構造を見ると、業務部門が6割、家庭部門が2割なので、業務部門の対策を講じないと、温暖化対策としては少し抜け落ちてしまうわけです。そのことを考えれば、業務部門に関する取組は省エネルギー診断しかないわけです。

みどりのカーテンなど、いろいろと行っているのは承知しています。しかし、それは家庭部門の話であり、では、業務部門はどうするのかということです。指標を見る限りでは、不調であるように思います。

【部会長】

そもそも、「地球温暖化対策の推進」という大きな目標の中で、省エネルギー診断だけが取り上げられてしまっていますが、その取組自体を変えていかないと恐らく変化はないだろうと思うと、そこまで外部評価として言うかどうかという問題になってくるかと思うのです。ですから、事業の方向性やその他意見の中で、もっと違う取り組み方を考えなくてはいけないということ言ってもいいのではないかと思います。

目的の達成度等を最終的にどのように書くかですが、四つの指標のうちの三つが達成されていると考えると、それだけでもって「適当でない」とするのは少し気が引けます。

【委員】

私は、省エネルギー診断実施件数が一番重要なのではないかと思います。それができていないのだから、これは「適当でない」にしておいたほうが良いのではないかと思います。

【部会長】

診断を受けることが大事かというのは少し私には分かりません。あくまで診断ではないです。ある程度努力している事業者が、わざわざ診断を受けるのもどうかと思いますが。

【委員】

大規模事業者はほとんどもう終わっているのです。小規模の事業者が省エネルギー診断を行って何になるかということがあります。ですから、省エネルギー診断のほかに、何かもっと良いものがあればいいのですが、現状としてないのであれば、これをもっと推し進めていく必要

があります。

【部会長】

そもそも、行政評価は何をするのかということを考えると、私たちは、どういうことをやるべきだということを言う立場にあるわけではなくて、原則としては、最初に掲げた目標に向かって、適切に行っているのかということを確認するのであって、そのことが一番の主眼となります。そう考えると、地球温暖化対策の推進として四つの目標を掲げて、その掲げた目標の良し悪しは別として、そのうちの三つについては達成されているのに「適当でない」と言うのかをここで判断するというのがまず一つあります。区民目線から見て、区民が関わっている区の事業をより良くしていくということも、もう一つの大きな仕事だと思うのです。そのような視点で見たときには、地球温暖化対策として本当に効果的なことをそもそも事業の実施内容として掲げているか、指標として設定しているかという、到底そうとは思えませんというのが恐らく皆様のご意見なのではないかと思います。それは、例えば、今後の事業の方向性あるいはその他意見のところに、もっとしっかりと実質的に地球温暖化対策の推進に関わるような取組に変化させていくべきではありませんかといった言い方にしたほうがよいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

【委員】

私の意見の趣旨は、何をすべきだということではなく、内部評価においてそのように評価した根拠がよく分からないということなのです。ですから、目的の達成度についても「適当でない」と言ったのは、中小企業の省エネ行動を促すという業務部門の唯一の指標があまりにも不調であるからです。その状態であるのに、総合的に判断していくと「達成度が高い」という内部評価の判断の根拠が私には分からないのです。

【部会長】

なるほど。しかし、私の理解としては、そのように言うのはなかなか厳しいことだということです。今回、私たちが評価するのは、あくまでも、区が実施すると宣言したことについて責任を持って実施できたかということであって、予算規模等を考えて、そもそも新宿区でできることなのか、本当は国や都でないとできないこともあるのではないかと思います。そうした中で、区がなんでも行うというのは、なかなか厳しいのではないのでしょうか。事業所が多いのは分かりますが、区が実際に対応できるのは、住民への働き掛けのほうが多かったりするかもしれません。

地球温暖化はとても大事な問題ですが、区が現状の予算規模と権限の中でできること、かつ指標として見えるような状態になっているものに対して、実際にできたかどうかなどについて評価をしないと、なかなか難しいのではないのでしょうか。

【委員】

省エネルギー診断が、ほかの三つに比べて重視されていないような感じがするのです。当初の目標が110件なのに、50件に下げても達成できていません。それにも関わらず「計画どおり」と内部評価しているのですから、省エネルギー診断については、実はそれほど努力してい

なかったということなのかもしれません。ですから、省エネルギー診断についてもっと努力してほしいという意見を付すことも必要だと思うのです。

【部会長】

その場合、例えば、計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」については、目標値を下げたらどうかとまで言っていますが、その一方で、この事業では先ほどの意見を付けるということになりますと、矛盾しませんか。

【委員】

達成できないから目標値を下げたのですが、それでも達成できないのです。それに対しては、意見を言ったほうがいいと思います。

【委員】

現在、指標として設定されている四つのうち三つについては、計画どおりの実績を上げています。その点に着目すると、目的の達成度が高いという点においては良しとしようという話になりかと思えます。ですから、結果と成果とを少し区別して議論したほうがいいのではないのでしょうか。

【部会長】

温暖化に対する成果ということですね。

【委員】

結果という観点からすれば、進めてきたという点においては良しとしましょうと。

ただ、もう一つ後の議論になりますが、この対策そのものの組み立てについて、このままで良いのかということがあります。

【部会長】

それは意見として言いたいですね。

【委員】

それから、温暖化対策の一つの大きな指標としては、やはりCO₂の削減量になりますから、それがしっかりと分かるような指標を設定するということです。

【部会長】

それを推進するという計画事業なのですね。温暖化対策は、恐らくいろいろな部署で行っていることと思います。全体像が分からないと具体的なことを書きにくいのですが、このままでは何かが違う気がしているというのは、恐らく委員全員が共有していることだと思います。また、担当の方もそう思っているのではないかと感じています。後は、意見の書き方ですね。

【委員】

私は、「達成度が高い」との内部評価は適当だと考えています。四つのうち三つが達成していますので。しかし、「計画どおり」という総合評価については適当でないと考えています。なぜそう考えるかという、一番大切な省エネルギー診断実施件数という大きな目標が達成できなかったためであり、そのようにまとめてもらえば、うまく取りまとめることができるのではないのでしょうか。

【部会長】

中小事業者の意欲喚起につながるようなことをしてほしいという意見がありますが、これを全面的に残してはどうでしょうか。

評価については、基本的には「適当である」とすればよいかと思っています。その上で、先ほどから出ている意見についてはきちんと伝えていくという方向でまとめたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、例えば適切な目標設定のところで、みどりのカーテンやエコ隊の登録に関する意見がありますが、これらの意見は積極的な提案と考えて、それぞれ残しておきましょう。評価区分については「適当でない」とし、特に地球温暖化対策については、区民はかなり注目しているということがしっかりと伝わればよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業56「環境学習・環境教育の推進」です。

評価については、全て「適当である」となっています。適切な目標設定を「改善が必要」と内部評価していますが、その点について、目標設定を変更するのは当然であるという意見があります。

それから、第二次実行計画期間における総合評価は、全ての委員が意見を書いています。こちらに書かれていることを整理して、意見として残しておけばよいかと思っています。

それから、協働の視点ということで、もう少し裾野を広げたらどうかという意見があります。こちらについても、このまま残しておけばよいかと思っています。

【委員】

小学校などで展示会を行えばいいのではないのでしょうか。

【委員】

小学校もありますし、もっとほかのNPO団体とも連携して、ということもあります。

【部会長】

それから、その他意見のところで、ゲーム感覚で楽しみながら取り組めるようなことも考えてはどうかというご意見があります。この提案も残すこととして、まとめ方としては以上のような形でよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業52「道路の温暖化対策」です。

こちら、基本的には全て「適当である」という評価になっています。

第二次実行計画期間における総合評価として、全体に達成度が高く、これからも実施してほしいという点で、委員の意見が共通しています。この方向でまとめていきたいと思います。

それから、協働の視点ですが、再開発等で整備された道や大規模施設内の通路についても確

かめられると良いと書きました。民間の敷地のことまでは書き過ぎかと思いますので、取り下げます。

その他意見ですが、計画事業58「新宿りっぱな街路樹運動」も副次的な効果を期待できるという意見があります。また、伊那市の「新宿の森」で出る間伐材を木製防護柵などに利用できれば、カーボンオフセット事業との連携になるのではないかという、かなり具体的なお提案が書かれています。これは非常に良い提案だと思います。ぜひご検討いただきたいと思いますので、残しておきましょう。

【委員】

新宿の森は伊那だけではなく、沼田やあきる野もあったかと思うのですが、そこでも間伐材が出るのであれば利用できると思います。

【事務局】

補足させていただきますと、平成15年頃に、多摩地域の林業が非常に衰退してしまって、その衰退した林業を復活させるための一つの手段として、新宿区で多摩地域の間伐材を使い始めたという経緯があります。

【委員】

それはよく覚えていますが、せっかく新宿区で「新宿の森」という取組を行っているのであれば、カーボンオフセット事業との連携もありだろうというのが、私の意見です。

【部会長】

では、このようなまとめ方でよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業 42「建築物等の耐震性強化」です。

こちらも、全ての委員が「適当である」と評価しています。

ただ、適切な目標設定のところで、達成度が100%に達していない中で、指標1に対する目標値を変更して引き上げた理由がよく分からなかったという意見があります。

【事務局】

補足させていただきますと、東日本大震災前までは、木造住宅の工事の補助の実績が少なかったのですが、東日本大震災以降、実績が大きく向上しました。それを踏まえて、目標を上方修正しています。しかし、東日本大震災から数年経過した後に、防災意識がだんだんと低下してしまったせいか、実績が下がってしまいました。それで、達成率が低くなってしまったのです。ただ、一方で、これから首都直下地震などが想定される中で、耐震助成自体は重要な事業であるため、目標は下方修正せず、そのままとなっています。

【部会長】

ありがとうございます。

事務局からの説明で理解できたので、この意見については、削除することといたしましょう。第二次実行計画期間における総合評価ですが、集合住宅が多いことが指標の達成度に影響す

ることについて表現を工夫したほうがいいという意見は、私が書いています。要は、集合住宅は100戸入っていても1軒という数え方になりますので、表現に工夫が必要だという趣旨です。

それから、所有者の理解と協力を得て着実に耐震化を進めている、所有者に向けて、啓発活動を行っていることもすばらしいと思った、指導や助言促進だけでは計画どおりに進展しない、危険を認知しながらも前に進まない長期にわたる事業と思う、災害に強い安心安全な状態で生活してもらうための的確な耐震診断や適切な支援助成をしてほしいといった意見があります。

全体としてはよく頑張っており、それなりの実績があるという意見です。

委員から、何か補足説明はありますか。

【委員】

所有者の理解を得られないとできないことも多々あるのですが、ここは危険だという場所は分かっているながら、それ以上に前に進まないのは、個人、民間の問題もあると思います。そこを説得して、それらを除去するような方向で、今までより推進してほしいと思います。

【部会長】

耐震補強工事や改修に対する支援が必要な人の手に届くようにしてくださいといったことでしょうか。

【委員】

そういうことですね。

【部会長】

その意見は言ってもいいのではないかと思います。例えば、家を建て替えてしまえば、耐震補強の対象からは恐らく外れます。件数が低いとしても、耐震補強が必要ないということもありますから、この制度を運用しながら、確実に耐震性の高い住宅が増えていくように、これからも頑張ってくださいといった書き方でまとめたと思います。

それから、その他意見のところで私は意見を書いたのですが、この趣旨というのは、国や都の補助金を受けているということであり、そのことを区民にも伝える必要があるということです。

この意見自体については、サービスの負担と担い手に関するものであり、事業の仕組みについての理解が深まるように、意見として残しておきたいと思います。

では、このようなまとめ方でよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業45「木造住宅密集地区整備促進」です。

こちらは、第二次実行計画期間における総合評価のところで、私が「適当でない」と評価しています。理由ですが、指標2「道路用地等拡幅」と指標3「木造建築物の除却」の達成度がとても低いのです。ただ、こちらについては、区よりも相手方の事情に左右されることと思います。ですので、評価としては「適当である」としたいと思います。

基本的には、目標に向けてよく頑張ったという共通した意見となっていますので、整理して

一つの文章としたいと思います。

それから、事業の方向性ですが、第三次実行計画で本事業を細分化して進めるということになっているというご説明がありました。それは良いことだという意見も、このまま残して、所管課に伝えたいと思います。

このようなまとめ方でよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

では、本日はこれで閉会とします。

ありがとうございました。

<閉会>